アメリカにおける中小企業会計のフレームワークに関する研究
―AICPA の見解を中心として―

朱　愷雯
近畿大学

要　旨

1970 年代に始まったアメリカにおける中小企業会計および監査制度に関する議論は，国際会計基準審議会が 2009 年に「中小企業のための国際財務報告基準」を公表したことを受けて再び活発化してきた。アメリカ公認会計士協会は，一般に認められた会計原則の適用が必要ではない中小企業を対象として，中小企業向け財務報告フレームワークを作成すべきであることを主張し，2012 年 11 月に公開草案『中小企業のための財務報告フレームワークの提案』を，その後，2013 年 6 月にその正式版として，『中小企業のための財務報告フレームワーク』を公表するに至った。また，米国財務会計基準審議会は，非公開会社のための会計基準の設定に関する理論的準拠枠を検討しており，2013 年 4 月には改訂討議資料『非公開会社の意思決定フレームワーク：非公開会社の財務会計および財務報告の評価に関するガイド』を公表した。そのような状況の中で，本研究は，アメリカ公認会計士協会が公表した中小企業会計に関するフレームワークの理論的特徴を解明することを目的として，『中小企業のための財務報告フレームワーク』の第 1 章「財務諸表の諸概念」の内容を検討した。さらに，『中小企業のための財務報告フレームワーク』において最も特徴的な棚卸資産と有形固定資産の評価基準に関する規定を「中小企業のための国際財務報告基準」と比較しその差異を明らかにした。アメリカにおける議論が世界の会計実務へ及ぼす影響力を考えると，現時点においてアメリカにおける唯一の公式な中小企業向け会計フレームワークである『中小企業のための財務報告フレームワーク』の内容を検討することは学術的意義があるものと考えている。

Ⅰ　はじめに

アメリカにおいて中小企業の会計・監査問題が大いに注目され，議論されるようになったのは，1970 年代に入ってからであった。1974 年，アメリカ公認会計士協会（以下，AICPA と表記する）の会計基準部門は，正式に中小企業に対する一般に認められた会計原則（以下，U.S.GAAP と表記する）適用の妥当性に関して審議を開始し，米国財務会計基準審議会（以下，FASB と表記する）や AICPA 等の団体を中心に各種の報告書が公表され，検討が加えられてきた。特に中小企業に対する会計基準の負担問題は，大きな問題として取り上げられた（古賀［2000］，80 頁）。

現在，アメリカでは，中小企業向け会計基準について新たな議論が展開されている。その中で，注目すべきなのは，AICPA の動向である。AICPA は，中小企業における U.S.GAAP の適用が必要ではなく，中小企業向け財務報告フレームワークを作成すべきであることを主張し，2012 年 11 月に公開草案『中小企業のための財務報告フレームワークの提案』を，その後，2013 年 6 月にその正式版として，『中小企業のための財務報告フレームワーク』（*Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*，以下，FRF for SMEs と表記する）を公表するに至った。

本研究は，AICPA が公表した中小企業会計のフレームワークの特徴を解明することを目的としている。このような目的に基づいて，まず，アメリカにおける中小企業会計の現状を明らかにし，そして，AICPA が新たに公表した FRF for SMEs を取り上げ，その概念フレームワークの内容を検討する。それを踏まえ，FRF for SMEs における棚卸資産と有形固定資産の評価基準に関する規定を『中小企業のための国際財務報告基準』（*IFRS for Small and Medium-sized Entities*，以下，IFRS for SMEs と表記する）と比較し，FRF for SMEs における会計フレームワークの特徴を明らかにしたい。

Ⅱ　アメリカにおける中小企業会計の現状および展開

1. その他の包括的会計基準の意義

アメリカでは，権威のある会計基準をなすものは，FASB が公表した U.S.GAAP のみである。U.S.GAAP は，一般に大規模な公開会社の財務諸表利用者のニーズに焦点を置いて整備されてきたものであり，小規模の非公開会社に対しても同様に適用されてきた。しかし，U.S.GAAP に基づく財務諸表の作成を義務付けられている企業を除いて，その他大部分の企業は，U.S.GAAP による財務諸表の作成義務が連邦法では存在しないため，U.S.GAAP または OCBOA（Other Comprehensive Bases of Accounting; その他の包括的会計基準）と称される包括的な会計基準が任意で選択的に適用される（中小企業庁［2002］，60 頁；河﨑［2006］，259 頁）。

OCBOA には，税法基準や現金主義・修正現金主義など多様な会計基準 (1) があり，中小企業が財務報告の利用者のニーズやコスト等を勘案して採用の判断をしている。OCBOA に基づく計算処理や表示の方法は，企業にとって簡便である一方，明示的なルールが存在しなかったため，AICPA が OCBOA の手引書として『現金主義又は税法基準による財務諸表の作成・開示の方法』（*Preparing and*

Reporting on Cash- and Tax-basis Financial Statements）を作成した。当該手引書では，OCBOA に基づく財務諸表を概観し，現金主義および税法基準による会計処理に基づく財務諸表の作成と報告に関する固有の問題，および監査報告書の作成にあたっての注意事項について検討し，財務諸表，開示および報告の修正を実例で紹介するものである。さらに巻末付録として，現金主義および税法基準による会計処理に基づく財務諸表に使用される開示チェックリストの実例を掲載している（中小企業庁［2002］, 364 頁）。これは，財務諸表の基礎や慣行と位置付けられており，中小企業に対する事実上の会計基準として機能している（中小企業庁［2002］, 60 頁；河﨑［2006］, 259 頁）。このように，アメリカにおいては，中小企業向けの公式な会計基準が存在せず，実務において機能している OCBOA が適用されるのが現状である。

2. FRF for SMEs の公表

このような状況を踏まえて，AICPA は，ここ数年，新たな議論を展開してきた。AICPA は，U.S.GAAP が中小企業において強制されない，また，財務報告のニーズに対する最も適切な方法ではないことから，多くの中小企業は U.S.GAAP に基づく財務諸表を作成する必要がないことを主張し，中小企業における財務諸表利用者の情報ニーズ，および理解可能で一貫した会計原則に基づく信頼できる財務諸表の作成に注目し，非公開の中小企業のための財務報告フレームワークを検討してきた（AICPA［2012］, pp. 5-6）。その検討の結果として，OCBOA の公式なルール化を狙い（河﨑［2013a］）としながら作成されたものが FRF for SMEs であった。AICPA が指摘するように，FRF for SMEs は，非公開の中小企業が財務諸表を作成する際に用いられることを目的として作成された独立の特別目的フレームワークとしての性格を有している（AICPA［2013a］, p. v）。また，AICPA は，FRF for SMEs が各業界における企業に用いられ，さらに，法人企業と同様に，非法人企業にも適用できるが（AICPA［2013a］, p. vi），強制力を有するものではなく中小企業の経営者が任意で適用するものであることを指摘した（AICPA［2013a］, p. vii）。

AICPA は，FRF for SMEs の適用対象となる中小企業について，明確な規模基準を規定していないが，適用できる中小企業の特徴を明確に示している(2)。かかる中小企業の特徴が，以下のように明記されている。なお，AICPA は，これらの特徴が，包括的なものでもなく，FRF for SMEs を適用するために企業が備えなければならない必要な特徴でもないことを強調している（AICPA［2013a］, pp. vi-vii）。

（1）企業は，規制当局に対して U.S.GAAP に基づいた財務諸表の報告義務がない。
（2）企業の所有者および経営者の多数は，株式を公開する意図がない。
（3）企業は営利企業である。
（4）企業は所有者経営であり，かつ，非公開会社である。
（5）企業の経営者および所有者は，財務諸表を用いて，業績，キャッシュ・フローおよび彼らの資産または負債について評価する。
（6）企業は，金融機関や政府系企業が行う高度に専門的な会計指針を必要とする取引を行っていない。例えば，金融機関が行う複雑なデリバティブ取引がある。

(7) 企業は，過度に複雑な取引を行わない。
(8) 企業は，重要な海外事業を持っていない。
(9) 企業の財務諸表の主要な利用者は，企業の経営者と直接的に交渉することができる。
(10) 企業の財務諸表の利用者は，キャッシュ・フロー，流動性，財政状態および金利負担能力に対して，より強い関心を持っている。
(11) 銀行が行う中小企業への融資判断は，財務諸表のみに基づいて決定されるのではなく，担保または財務諸表に直接関連しないその他評価方法に基づいて融資の意思決定が行われている。

FRF for SMEs は，概念フレームワークを含めて，31 章から構成されている。そのフレームワークは，内容からみると，会計処理の原則を列挙し，その具体的な判断規準が規定されていないため，原則主義に基づいたものといえる（AICPA［2013a］，p. v）。表 1

表 1　FRF for SMEs とその公開草案の構成比較

	FRF for SMEs		FRF for SMEs 公開草案	
概念フレームワーク	第 1 章	財務諸表の諸概念	第 1 章	財務諸表の諸概念
一般原則等	第 2 章	財務諸表の表示に関する一般原則および会計方針	第 2 章	財務諸表の表示に関する一般原則および会計方針
採用時の検討事項	第 3 章	移行措置	第 3 章	移行措置
基本財務諸表	第 4 章 第 5 章 第 6 章 第 7 章 第 8 章 第 9 章 第 10 章	財政状態計算書 流動資産および流動負債 特定の金融資産・金融負債に関する会計上の特別の考慮 事業活動計算書 キャッシュ・フロー計算書 会計方針の変更，会計上の見積の変更，および誤謬の訂正 リスクおよび不確実性	第 9 章 第 7 章 第 32 章 第 8 章 第 10 章 第 5 章 第 4 章	貸借対照表 流動資産および流動負債 金融商品および長期負債 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 会計方針の変更，会計上の見積の変更，および誤謬の訂正 リスクおよび不確実性
個別基準	第 11 章 第 12 章 第 13 章 第 14 章 第 15 章 第 16 章 第 17 章 第 18 章 第 19 章 第 20 章 第 21 章 第 22 章 第 23 章 第 24 章 第 25 章 第 26 章 第 27 章 第 28 章 第 29 章 第 30 章 第 31 章	持分，負債およびその他への投資 棚卸資産 無形資産 有形固定資産 長期耐用資産の処分と非継続事業 契約 偶発事象 持分 収益 退職給付およびその他退職後給付 所得税 子会社 連結財務諸表および少数株主持分 ジョイント・ベンチャーに対する持分 リース 関連当事者取引 後発事象 企業結合 プッシュ・ダウン会計 非貨幣取引 外貨建取引	第 19 章 第 18 章 第 21 章 第 20 章 第 30 章 第 25 章 第 26 章 第 23 章 第 27 章 第 28 章 第 29 章 第 12 章 第 13 章 第 14 章 第 22 章 第 31 章 第 24 章 第 11 章 第 15 章 第 17 章 第 16 章	投資 棚卸資産 無形資産 有形固定資産 長期耐用資産の処分と非継続事業 契約 偶発事象 持分 収益 退職給付およびその他退職後給付 所得税 子会社 連結財務諸表および少数株主持分 ジョイント・ベンチャーに対する持分 リース 関連当事者取引 後発事象 企業結合 プッシュ・ダウン会計 非貨幣取引 外貨建取引
削除			第 6 章	測定の不確定性

は，FRF for SMEs とその公開草案を比較したものである。FRF for SMEs と公開草案の違いは，FRF for SMEs において測定の不確定性 (3) が削除されたことである。その理由は，FRF for SMEs 公開草案で要求された減損会計およびデリバティブの時価評価が削除されたことによって，経営者による見積判断が減少し測定の不確定性がより生じしにくくなったからであると考えられる。

また，FRF for SMEs における項目の順序は公開草案と比べて大幅に変更されている。特に，FRF for SMEs 公開草案では基本財務諸表を作成するための前提であるリスクおよび不確実性，測定の不確定性，ならびに会計方針の変更等を基本財務諸表の前に掲げていたが，FRF for SMEs ではそれらの事項は基本財務諸表の後に配置された。その理由は，それらの事項が注記開示で扱う内容であることからそのような措置がとられたものと考えられる。さらに，FRF for SMEs 公開草案では，貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書等の基本財務諸表の概説の後で企業結合等の連結財務諸表の作成に関連する章が続き，その後で財務諸表を構成する資産や負債等の各論が掲げられている。FRF for SMEs では，そのような配列をやめ，財政状態計算書や事業活動計算書毎にそれに関わる各論をまとめて掲げ，その後で連結財務諸表等の章が配置されている。そのような変更は，FRF for SMEs の体系の整合性を高めると共に，個別財務諸表の作成のみを必要とする中小企業への利便性を図ったものではないかと忖度される。

以下においては，表 1 に示している第 1 章「財務諸表の諸概念」の構成に従って，アメリカにおける FRF for SMEs の概念フレームワークを検討していきたい。

Ⅲ　FRF for SMEs の概念フレームワーク

「財務諸表の諸概念」は，一般目的財務諸表における会計原則の開発および利用の基礎となる概念を規定することを目的として，財務諸表および財務諸表の目的，重要性，質的特性，財務諸表の構成要素，認識・測定基準のいくつかの主要な部分から構成されている。それらの諸概念は，財務諸表の作成者および会計専門家が FRF for SMEs の適用に関する専門的な判断を行うときに用いられる。また，これらの諸概念に基づいて作成された財務諸表は，財務情報の外部利用者だけでなく，所有者および経営者のニーズも満たすように意図されるものである（AICPA［2013a］, par. 1.01）。

1. 財務諸表および財務諸表の目的

FRF for SMEs においては，通常，財務諸表は，財政状態計算書（statement of financial position），事業活動計算書（statement of operations），持分変動計算書（statement of changes in equity）（財務諸表の一部として，または財務諸表の注記に開示される持分の変動）およびキャッシュ・フロー計算書（statement of cash flows）から構成される。財務諸表の注記および付属明細書は財務諸表の不可欠な一部である。しかし，ただ一つの財務計算書（例えば，財政状態計算書）を作成する場合でも FRF for SMEs の利用を妨げるものではないが，財政状態計算書および事業活動計算書の両方を同時に作成する場合，キャッシュ・フロー計算書の作成も要求される（AICPA［2013a］, par. 1.04）。

「財務諸表の諸概念」において，財務諸表

の目的は，「経営者，債権者およびその他の利用者が行う資源配分の意思決定または経営者の受託責任に関する評価を行うとき，あるいはその双方を行うときに，役立つ情報を提供することである」としている。意思決定有用性は，大企業のみならず中小企業にとっても財務諸表の最も重要な目的とされている。前述したように，所有者による経営が中小企業の一つの特徴であるため，経営者にとっては自社の経営意思決定に役立つ情報が必要であることは言うまでもない。また，中小企業は所有者が企業経営を行うことが多いが，ベンチャーキャピタルなど外部の株主から多くの資金を提供されているような場合には，経営者の受託責任を評価するために財務諸表を利用することもある。このような目的に基づいて，財務諸表は以下の情報を提供するように要請されている（AICPA［2013a］，par. 1.08）。

（1）企業の経済的資源，債務および持分
（2）企業の経済的資源，債務および持分における変動
（3）企業の経済的業績

2. 重要性および質的特性

FRF for SMEs は，まず，重要性を特別な状況における専門的な判断の問題として挙げている(4)。一つの情報の項目あるいは項目の集計の脱漏または虚偽表示が意思決定に影響を与えるか，または，意思決定を変更する可能性が高い場合，これらの情報は重要である（AICPA［2013a］，par. 1.09）。

周知のように，質的特性は，財務諸表の利用者にとって情報を有用にするものである。FRF for SMEs は，財務情報について，理解可能性，目的適合性，信頼性および比較可能性という 4 つの質的特性を提示している。表 2 は，FRF for SMEs に提示される会計情報の質的特性の定義を示したものである。また，図 1 は，質的特性間の位置づけや相互関係を示した階層図である。

図 1 に示したように，目的適合性は，予測価値またはフィードバック価値そして適時性を有する情報によって実現される。一般的に，情報は予測価値とフィードバック価値を同時に有している（AICPA［2013a］，par. 1.12）。そして，信頼性は，情報に表現の忠実性，検証可能性および中立性があるときに得られる。その中で，情報の中立性は，不確実な状況において判断を行う際に保守主義(5)を用いることによって影響を受ける特性である（AICPA［2013a］，par. 1.13）。最後に述べられるのが比較可能性である。2 つの企業間の財務諸表を比較する場合，あるいは，同

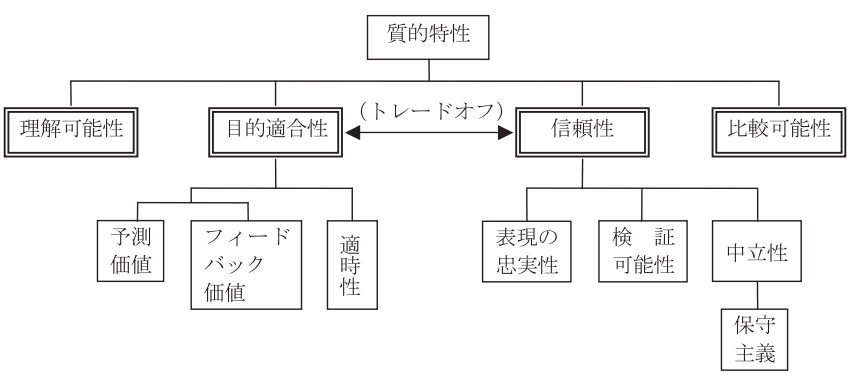

図 1　質的特性の階層構造

表 2　質的特性の定義

質的特性	定　義
理解可能性	利用者が，事業活動および経済活動ならびに会計に関して合理的に理解し，また合理的に勤勉な態度をもって情報を研究する意志を有することを前提として，財務諸表において提供される情報を利用者に理解させなければならない。
目的適合性	情報は，過去，現在もしくは将来の事象を利用者が評価し，また利用者の過去の評価を確認し訂正するのに役立つことによって，利用者の意思決定に影響を与えることができる場合に，目的適合性の特性を有する。
信頼性	情報は，それが実際の証拠となっている取引および事象と一致し，その一致について独立した検証が可能であり，また，当該情報に合理的に誤謬や変更がない場合に，信頼性を有する。
比較可能性	比較可能性は，特定の情報それ自身の性質ではなく，2 つの情報間の関係の性質であり，利用者に 2 つの財務諸表に提供される情報の類似点および差異点を識別することを可能にするものである。

出典：AICPA［2013a］（pars. 1.11−1.14）に基づいて作成したものである。

一企業の異なる時期の財務諸表または異なる項目を比較する場合に，比較可能性が重要である。同じ会計方針が毎期首尾一貫して用いられる場合に，企業の財務諸表の比較可能性が高まる（AICPA［2013a］, pars. 1.14−1.15）。

上述の会計情報の質的特性は，しばしば，実務上では質的特性間のトレード・オフが存在することが強調されている。特に目的適合性と信頼性のトレード・オフが必要である。例えば，財務諸表の作成の適時性と財務諸表に報告される情報の信頼性との間のトレード・オフがある。一般的に，財務諸表の目的を満足させるために，質的特性の間の適切なバランスを求めなければならない（AICPA［2013a］, par. 1.16）。

3. 財務諸表の構成要素

財務諸表の目的を達成するために，財務諸表の構成要素は，そこに表現される項目の基本的な分類をなすものである。FRF for SMEs は，各構成要素を以下の 2 つのタイプに分類している。一つは，ある時点における企業の経済的資源，債務および持分を表すものである。そこには，資産，負債および持分の 3 つの要素が含まれている。もう一つは，一定期間における企業の経済的資源，債務および持分の変動を表すものである。すなわち，収益，費用，利得および損失がこれに含まれる。財務諸表の注記は，財務諸表における項目を明確化し説明することに役立つものであり，財務諸表の不可欠な一部であるが，構成要素とは考えられていない（AICPA［2013a］, par. 1.17）。FRF for SMEs は，これらの構成要素を表 3 に示したように定義している。

各構成要素の定義は，FASB の概念フレームワークにおける構成要素の定義とはほぼ同じである。定義からみると，収益と利得が類似しており，費用と損失も類似しているが，相違点がある。すなわち，収益と費用は，企業の主要な営業活動から生じるものである。FRF for SMEs によれば，企業の収益は，通常，商品の販売，サービスの提供，企業の資源を提供することによる賃貸料，利息，ロイヤルティーあるいは配当から得られる。それに対して，利得と損失は，企業の付随的または偶発的取引や事象から生じる（AICPA［2013a］, pars. 1.27−1.30）。例えば，売買目的有価証券の売却である。また，FRF for

表 3　財務諸表の構成要素およびその定義

構成要素	定　義
資産	資産は，過去の取引または事象の結果として，企業が支配し，かつ，将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。資産は，以下の 3 つの特徴を有している。 ① 資産は，単独でまたはその他の資産と組み合わせ，将来の便益を生み出す可能性があり，直接または間接的に将来のネット・キャッシュ・フローをもたらすこと。 ② 企業が当該資産から生じる便益を支配できること。 ③ 将来の便益に対する企業の権利またはその支配の原因となっている過去の取引または事象はすでに発生したこと。
負債	負債とは，過去の取引または事象からもたらされる義務をいい，その義務の清算は，将来における資産の移転または利用，用役の提供またはその他の経済的便益の流出によって行われる。負債は，以下の 3 つの特徴を有している。 ① 負債は，第三者に対する責務または責任を含んでおり，その責務や責任は，特定の期日または決定された期日において，特定事象の発生を条件として，または，要請に基づいて，将来における資産の移転または利用，用役の提供またはその他の経済的便益の流出を引き起こすこと。 ② その責務または責任は，企業に義務を負わせ，企業はその義務を回避することができないか，あるいはそれを回避する裁量が全くないものであること。 ③ 企業に義務を負わせている取引または事象はすでに発生したものであること。
持分	企業の資産から負債を控除した後の所有者権益である。
収益	収益は，資産の流入または増加，あるいは負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり，企業の経常的な活動から生じるものである。
費用	費用は，資産の流出または減少，あるいは負債の増加の形をとる経済的便益の減少であり，企業の経常的な販売活動またはサービス提供活動から生じるものである。
利得	利得とは，企業の収益または持分投資から生じるものを除いて，企業に影響を与える付随的または偶発的取引および事象，その他のすべての取引および事象，また，企業に影響を与える事実から生じる持分の増加額をいう。
損失	損失とは，企業の費用または配分から生じるものを除いて，企業に影響を与える付随的または偶発的取引および事象，その他のすべての取引および事象，また，企業に影響を与える事実から生じる持分の減少額をいう。

出典：AICPA［2013a］（pars. 1.19−1.30）に基づいて作成したものである。

SMEs においては，包括利益は財務諸表の構成要素とされていない。このことから，FRF for SMEs は，収益費用アプローチという伝統的な会計観を基礎としているといってよい（河﨑［2014］, 24 頁）。

4. 認識・測定

FRF for SMEs は，認識規準を以下のように明確に示している（AICPA［2013a］, par. 1.34）。

（1）当該項目は，測定の適切な基礎を有しており，また，その金額を合理的に見積もることができること。

（2）将来の経済的便益の獲得または費消に関連する項目について，その経済的便益が獲得されまたは費消される可能性が高いこと。

財務諸表に認識される項目は，発生主義に準拠して説明される。なお，収益・費用等の認識要件については，表 4 に示したように

表 4　財務諸表の構成要素の認識要件

構成要素	認識要件
収益	①契約のプロセスにおいて履行が完了したとき ②契約のプロセスにおいて部分的に履行がなされたとき ③履行の対価の測定および回収可能性に関する合理的な保証が存在するとき
利得	実現したとき
費用	①支出が将来の経済的便益を生み出さないとき ②将来の経済的便益をもたらす項目について，資産として認識する資格がないとき，もしくはその資格がなくなったとき
損失	支出または以前に認識された資産が将来の経済的便益を失ったとき

出典：AICPA［2013a］（pars. 1.37−1.42）に基づいて作成したものである。

まとめることができる。

また，FRF for SMEs で述べられている測定は，原則として，歴史的原価で行われるが，特定の状況において，取替原価，実現可能価額，現在価値および市場価値という 4 つの測定基準（basis）を使用することもできると規定している。歴史的原価を用いて測定を行うときには，取引および事象は支払ったまたは受け取った現金および現金同等物の金額によって財務諸表において認識されるか，または取引および事象が発生したときの市場価値を用いて，財務諸表において認識される（AICPA［2013a］，par. 1.43）。また，特定の状況で使われる 4 つの測定基準の定義は表 5 のように示されている。

公開草案の測定に関する規定との最も大きな相違点は，公正価値の概念が削除され，上記の市場価値に変更されたことである。公開草案では，公正価値とは「強制されない状況で行動する知識のある自発的な当事者が独立第三者間取引において合意する金額をいう。」（AICPA［2012］，p. 242）と定義されている。これに対して，正式版では，市場価値とは「強制されない状況で行動する知識のある自発的な当事者が独立第三者間取引において合意する金額をいう。」（AICPA［2013a］，p. 181）となっている。その定義における特徴は，入口価格と出口価格を区別していないことである。定義としては同じ表現でありながら，それを表章する概念を変えていることは，FASB の基準書 FAS157 号の定義との齟齬をなくすためではないかと考えられる。U.S.GAAP である FAS157 号の定義は，「公正価値とは，測定日における市場参加者間の正規の取引において資産を販売することから受領される金額，もしくは，負債を移転するために支払う金額である。」（FASB［2006］，par. 5）となっており，出口価格に焦点を当てている。AICPA が公開草案で提案した公正価値概念は入口価格を明示的に否定する

表 5　測定基準の定義

測定基準	定　義
取替原価	同価値の資産を得るために，現在の時点で必要となる金額である。
実現可能価額	資産の売却から得られる金額である。
現在価値	資産の受取が予測され，または負債の決済が要求されるときの将来のキャッシュ・フローの割引額である。
市場価値	強制されない状況で行動する知識のある自発的な当事者が独立第三者間取引において合意する金額である。

出典：AICPA［2013a］（par. 1.44）に基づいて作成したものである。

ものではなく，出口価格に焦点を当てたU.S.GAAPの公正価値概念と矛盾していたのである。この矛盾を解消するために公正価値を市場価値に変更したものと考えられる。

5. FRF for SMEsにおける棚卸資産と有形固定資産の評価基準の特徴

ここでは，FRF for SMEsにおいて，中小企業の属性を考慮しながら，最も特徴となる棚卸資産と有形固定資産の評価基準に関する規定をIFRS for SMEsと比較することでその特徴を明らかにしたい。ここで，棚卸資産と有形固定資産を取り上げたのは，日本の「中小企業の会計に関する指針」の棚卸資産の原則時価評価や固定資産の減損会計が中小企業会計の実態に適合しないという批判があり（河﨑・万代［2012］，10頁，61頁），少なくともその点に関連してFRF for SMEsではどのような取り扱いとなっているかを明確にするためである。

そこで，表6にまとめたFRF for SMEsの規定について特徴となるのは，棚卸資産について後入先出法が許容されていることである。国際財務報告基準における国際会計基準第2号「棚卸資産」（以下，IAS第2号と表記する）では，2003年の改正にあたって，それまで選択可能な処理方法として認めていた後入先出法の採用を認めないこととしている。その理由として，以下の3つが挙げられている（企業会計基準委員会［2008］，34−5−34−8項）。

（1）後入先出法は，棚卸資産が過去に購入したときからの価格変動を反映しない金額で貸借対照表に繰り越され続けるため，その貸借対照表価額が最近の再調達原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。

（2）棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回る場合には，期間損益計算から排除されてきた保有損益が当期の損益に計上され，その結果，期間損益が変動することとなる。

（3）棚卸資産の実際の流れを忠実に表現しているとはいえない。

表6　FRF for SMEsとIFRS for SMEsにおける評価基準の比較事例

		FRF for SMEs	IFRS for SMEs
棚卸資産	評価基準	原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額	原価と完成および販売までの費用控除後の見積販売価格とのいずれか低い額
	評価方法	原価の測定技法： 標準原価法，売価還元法 原価の算定方法： 個別法，先入先出法， 後入先出法，総平均法	原価の測定技法： 標準原価法，売価還元法， 最終仕入原価法等 原価の算定方法： 個別法，先入先出法， 加重平均法
	減損処理	要求されない	完成および販売までの費用控除後の販売価額で測定し，減損損失を認識する。状況によっては過年度の減損の戻入も要求している。
有形固定資産	評価基準	歴史的原価	歴史的原価
	減損処理	要求されない	当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額する。
	減価償却	定額法，変動償却法，逓増償却法，逓減償却法	定額法，定率法，生産高比率法

それを受けて，日本では，IAS 第 2 号の改正にあたって IASB が後入先出法の採用を認めないこととしたことを重視し，会計基準の国際的なコンバージェンスを図るため，選択できる評価方法から後入先出法を削除することとした（企業会計基準委員会［2008］，34−12 項）。また，日本における「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」においても後入先出法は認められていない。

しかし，既述のように，FRF for SMEs では，原価の算定方法として後入先出法が採用されている。これは，IFRS for SMEs と異なった行き方をとっているが，その理由はアメリカでは税法上後入先出法が認められていることから，中小企業の会計実務における税法基準と FRF for SMEs との間の相違を少なくすることを目的として，税法基準を FRF for SMEs に組み入れていることによるものである（AICPA［2013b］, Q19）。つまり，中小企業の経営者による FRF for SMEs の選択は任意であるが，中小企業の会計実務を考慮しその採用を促すために後入先出法を許容したものである(6)。

表 6 に示した FRF for SMEs の規定の次の特徴としてあげられるのは，公開草案において要求されていた減損会計の削除である。公開草案では，投資の減損，固定資産の減損，無形資産の減損，リースの減損，金融資産の減損等があげられていたが，正式版ではそれらの減損会計に関する諸規定がすべて削除されている。減損会計は，例えば，固定資産についていえば，当該資産の収益性が低下したことにより，その投資額を回収する見込みが立たなくなったときに，帳簿価額を一定の条件の下で回収可能価額まで減額する会計処理のことである（武田［2008］，258 頁）。減損会計に関する規定が削除されたのは，資産の回収可能価額を測定する際に一般的に用いられる時価は，取引市場が存在しないなどの原因で，時価が見積もられないまたはその信頼性が確保されない場合があるため，それに基づく減損処理の信頼性も低下することが理由の一つとして考えられる。また，デリバティブの時価評価が求められていないことから考えると（AICPA［2013a］，par. 6.02），減損会計の規定を削除することは，将来事象の予測や見積計算など中小企業の経営者にとって加重負担となるような実務を軽減したこともある。

Ⅳ　終わりに

以上において述べてきたように，FRF for SMEs は，現在，アメリカにおける唯一の公式な中小企業向け会計フレームワークとして，その内容を検討することは意義があると思われる。ここでは，FRF for SMEs の特徴をまとめることにより，むすびとしたい。

（1）FRF for SMEs は，U.S.GAAP から独立した特別目的フレームワークであり，OCBOA の公式なルール化を狙ったものである。

（2）FRF for SMEs は，原則主義のルールとして作成されたものであり，非上場の法人企業と非法人企業の業界全体に適用できるが，強制力を有するものではなく中小企業の経営者が任意で適用するものである。

（3）財務諸表の目的は，「経営者，債権者およびその他の利用者の意思決定」だけでなく，「経営者の受託責任の評価」に役立つ情報を提供することである。

（4）AICPA は，第 1 章「財務諸表の諸概

念」については，CICA のハンドブックに基づいて作成されたものであるため，その内容の一部を除いて，大部分の内容がそのまま引用されている（浦崎［2013］，43 頁）。主要な改訂は，コスト・ベネフィットの制約条件が削除されたこと，および公正価値の概念を市場価値に変更したことである。

(5) 測定の基準は，原則として，歴史的原価が用いられる。

(6) 棚卸資産の原価算定方法として，後入先出法が許容され，税法との親和性が高められている。

(7) 公開草案で提案された減損会計が削除された。

ところで，FASB は中小企業会計基準のあり方について，AICPA とは異なる議論を展開している。FASB および非公開会社評議会（PCC）は，U.S.GAAP を簡素化する形で非公開会社のための会計基準の設定に関する理論的準拠枠を検討しており，2012 年 7 月に，非公開会社に対する U.S.GAAP の代替案が認められるかどうかを判断するための討議資料『非公開会社の意思決定フレームワーク：非公開会社の財務会計および財務報告に関する指針の評価に関するフレームワーク』を公表した。さらに，当該討議資料に対するコメントレターを検討したうえで，2013 年 4 月にその改訂討議資料『非公開会社の意思決定フレームワーク：非公開会社の財務会計および財務報告の評価に関するガイド』を公表し，コメント募集を行ってきた。

このように，アメリカでは，大企業向け会計基準を簡素化する形で中小企業の会計基準を策定している FASB の行動，そして，中小企業の会計慣行である OCBOA を公式化するために，FRF for SMEs を公表した AICPA の行動の 2 つの動きが存在している。他方，日本では，中小企業の会計基準として，大企業向け会計基準を簡素化した「中小企業の会計に関する指針」が公表されたことに対して，中小企業の属性を考慮し現に行われている会計実務を斟酌して「中小企業の会計に関する基本要領」が作成された。日本とアメリカにおいて，中小企業の会計基準策定のアプローチとして同様の動きが起こっている。あえて言えば，「中小企業の会計に関する基本要領」にみる基準策定アプローチの合理性が，後発のアメリカにおいて間接的に証明されたものと推察される。アメリカにおける FASB の今後の動向が会計実務へ及ぼす影響を考えると，現行の AICPA の FRF for SMEs を検討することには今後の議論のためにもその学術的意義があるものと思われる。さらに，中小企業会計の実務が将来どのように発展するか，また，中小企業の監査（浦崎［2013］）がどのように行われるかについては今後の課題としたい。

注

（1）税法基準とは，内国歳入法等の税務規則に立脚して会計処理するものである。例えば，税法では基本的に損益の認識が確定主義によるため，時価会計等の複雑な計算処理は要請されない。現金主義とは，基本的に現金の受け払いがなされた時点で取引が認識される。長期性資産は資産計上されないため，減価償却は存在しない。費用も債務の発生時点でなく，実際に支払った時点で認識される。修正現金主義は，現金主義と発生主義の会計基準の要素を組み合わせたものである（中小企業庁［2002］，364 頁）。

（2）アメリカ中小企業庁（Small Business Administration: SBA）が公表する中小企業の規模基準は，原則として，製造業・鉱業について従業員数 500 人未満，非製造業について売上高 700 万ドル未満であるが，業種・業態によって異なる細則が定められている（http://www.sba.gov/content/summary-size-standards-

industry）。2011 年のアメリカの中小企業に関する統計によれば，中小企業数は約 567 万社（全企業数に対する割合が約 99.8%）であり，また，全就業人口に占める中小企業の従業員の割合は約 48.5%（約 5500 万人）となっている。なお，ここで示される中小企業の規模は，従業員数が 500 人未満の企業を中小企業として算出されたものである（SBA, Firm Size Data「Employer Firms, Establishments, Employment, and Annual Payroll Small Firm Size Classes, 2011」）。

（3）測定の不確定性とは，財務諸表に認識されている項目の金額に変動が生じる可能性があるという意味である。例えば，測定は財務諸表に認識される項目の金額を決定するプロセスであるが，測定には既に認識されている項目の帳簿価額の減損の可能性の検討とそれに基づく金額の修正を含んでいる。公開草案の第 6 章の測定の不確定性では，中小企業の経営者が最善の見積に基づいて測定を行っている多くの項目があり，見積の前提である最も発生の可能性が高い経済的条件や企業の行動計画に誤謬や変更があれば，測定値の修正を行う必要があり，これに関連する注記を定めたものである（AICPA［2012］, pars. 6.02,6.05）。

（4）公開草案では，コスト・ベネフィットを制約条件として，規定がなされていたが，新たに公表された FRF for SMEs には，コスト・ベネフィットの制約条件が削除された。

（5）IASB と FASB は，2005 年に IFRS と U.S. GAAP のための改善された概念フレームワークを開発する共同プロジェクトを開始し，会計情報の質的特性として，保守主義や慎重性を概念フレームワークに含めるべきではないと主張した（中村［2009］, 119 頁）。すなわち，慎重性については，それが中立性の思考と相容れないものであり，慎重な判断，すなわち過度の保守主義の適用により資産の過小表示と負債の過大表示はその後の会計期間の財務諸表の数値に偏向を生むことから除かれたのである（IASB［2013］, p. 185）。それに対して，FRF for SMEs は，カナダ勅許会計士協会（CICA）のハンドブックに基づいて，その内容の大部分をそのまま引用したものであるため，保守主義が一つの特性として挙げられている。保守主義を取り上げることの意義や効果としては，経営者による過度に楽観的な見積値の影響を緩和すること，不確実な資産と利得の認識を許容しないようにすること，発生の可能性が高い負債と損失を認識すること，検証不可能で誤謬のおそれがある現在価値測定を制限なく行わないようにすることなどが考えられる（IASB［2013］, p. 185）。

（6）アメリカにおける後入先出法の実務上の採用については永田（2013）が詳細に論じているので参照されたい。

参考文献

AICPA［2012］*Proposed Financial Reporting Framework for Small−and−Medium−Sized Entities*, Exposure Draft, AICPA FRF for SMEs Task Force.

AICPA［2013a］*Financial Reporting Framework for Small−and Medium−Sized Entities*, American Institute of Certified Public Accountants.

AICPA［2013b］*FRF for SMEs Frequently Asked Questions*, American Institute of Certified Public Accountants.

中小企業庁［2002］「中小企業の会計に関する研究会報告書」。

中小企業庁事業環境部財務課［2010］「諸外国における会計制度の概要」。

FASB［2006］*Statement of Financial Accounting Standards No. 157−Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board.

FASB［2012］*Private Company Decision−Making Framework: A Framework for Evaluating Financial Accounting and Reporting Guidance for Private Companies*, Discussion Paper, Financial Accounting Standards Board.

FASB［2013］*Private Company Decision−Making Framework: A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies*, Financial Accounting Standards Board and Private Company Council.

平松一夫・広瀬義州訳［2002］『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社。

IASB［2009］*IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board（ASBJ 訳［2009］「中小企業向け国際財務報告基準」）.

IASB［2013］*A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Discussion Paper, International Accounting Standards Board（「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」）

池田公司［2011］「アメリカの中小会社会計」国際会計研究学会・研究グループ報告（最終報告）『各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』所収，115−119 頁。

神森智［2010］「中小企業会計の概念フレームワー

クーその必要性と試案ー」『松山大学論集』第 21 巻第 4 号，293−314 頁。
川西安喜［2011a］「非公開企業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」『会計・監査ジャーナル』第 669 号，105−110 頁。
川西安喜［2011b］「コメント募集『非公開企業会計基準改善会議を設置する計画』」『会計・監査ジャーナル』第 677 号，35−40 頁。
河﨑照行［2006］「中小会社会計指針の国際的動向」武田隆二編著［2006］『中小企業の会計指針』中央経済社，257−264 頁。
河﨑照行［2012］「SME 基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第 28 巻 163 号，50−55 頁。
河﨑照行・万代勝信［2012］『詳解中小会社の会計要領』中央経済社。
河﨑照行［2013a］「米国における中小企業会計の新展開」（教員によるリレーガイダンス，2013 年 6 月 8 日） http://accounting-konan.jp/alacarte/alacartearticle-20130610/
河﨑照行［2013b］「米国における中小企業会計の新たな動向」『税經通信』第 68 巻第 10 号，17−23 頁。
河﨑照行［2014］「米国 AICPA が，日本の「中小会計要領」に類似した会計ルールを公表ー米国「中小企業のための財務報告フレームワーク」（FRF for SMEs）の概要」『TKC 会報』平成 26 年 1 月号，22−25 頁。
企業会計基準委員会［2008］「企業会計基準第 9 号ー棚卸資産の評価に関する会計基準」。
古賀智敏［2000］「アメリカ中小会社の会計・監査制度」武田隆二編著［2000］『中小企業の計算公開と監査ー各国制度と実践手法』清文社，80−167 頁。
永田守男［2013］「米国における税と会計の一致」『會計』第 184 巻第 3 号，57−71 頁。
中村亮介［2009］「保守主義の定量化モデルと基準上の保守主義の関係性」『帝京経済学研究』第 43 巻第 1 号，119−128 頁。
武田隆二編著［2000］『中小会社の計算公開と監査ー各国制度と実践手法』清文社。
武田隆二編著［2006］『中小会社の会計指針』中央経済社。
武田隆二［2008］『会計学一般教程（第 7 版）』中央経済社。
浦崎直浩［1989］「財務諸表の基礎概念ーカナダ勅許会計士協会の『ハンドブック』・セクション 1000 を中心としてー」『商経学叢』第 36 巻第 1 号，53−69 頁。
浦崎直浩［2002］『公正価値会計』森山書店。
浦崎直浩［2013］「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計」『會計』第 184 巻第 3 号，42−56 頁。

（2013 年 10 月 29 日審査受付
2014 年 3 月 27 日掲載決定）